

問題 1 以下の事例についてXの罪責を論じなさい。関連する判例の立場にも言及すること。

特別法については論じなくてよい。(50点)

XはYに対してA宅に窃盗にはいるように教唆し、YはA宅に侵入して物色したが、めぼしい物がないために、このままではXにしかられてしまうと思い、隣のB宅に窓から侵入し、さらに室内を物色していたところ、B宅の家人C男に気づかれて、つかまりそうになったために、Cに暴行を加えてCに全治3週間の傷を負わせた後、逃走した。

なおXは空き巣盗を専門にして約30年のベテランであり、被害者に見つかった場合には抵抗することなく捕まることを信条としていて、弟子であるYにも常日頃から「見つかったら抵抗するな。抵抗して相手を傷つけたり殺害するようなことはしてはならない」といい、今回もA宅が長期間の旅行で留守であることを調査の上、Yに窃盗にはいるように指示したものであった。

問題 2 以下の事案に関して、問 1、問 2 に答えなさい。(特別法上の罪については考慮しなくてよい。)(50点)

問 1 判例の立場に立って、6 までの事実について X の刑事責任を論じなさい。(30 点)

問 2 6 の事実について財産犯の成立を否定する立場に立って、その論拠を示した上で、その立場からは、5 の事実については、どのように考えられるかを論じなさい。(20 点)

- 1 X と Y は、覚せい剤取引を装って A をホテルに呼び出し、覚せい剤を手に入れるとともに、代金などの面倒が後に生じないように、A を殺害することを企てた。
- 2 X は A を客室に待たせ、A を射殺させるために数室離れた別の客室に Y を待機させた。
- 3 X は、A に対し、Y のいる客室に取引の相手がおおり自分が仲介しているように装いながら、A のいる客室で袋入りの覚せい剤 1 k g を見てその値段を尋ねたりしたあと、買主と話をしてくると言っただけで一旦 Y のいる客室に行き、A のいる客室にもどった。
- 4 X は A に「先方は品物を見なければ金は渡せないと言っている。」と伝えると、A は「こちらも金を見なくては渡せない。」と応えて、しばらくやりとりが続いた。
- 5 その後、A が譲歩し、「わかった。あんたを信用して、先に品物を渡す。持って行って、先方から金をもらってきてくれ。」と言って、覚せい剤を X に渡した。X は「わかった。」と言って受け取り、Y のいる客室に戻ると、覚せい剤を鞆に詰め込んだ。
- 6 X は、Y に直ちに A を射殺することを命じた。Y はこれに応じて、A の待っている客室に行き、ピストルを発射した。X は、A の客室から出てきた Y とともに逃走した。A は一命をとりとめた。